

平成 28 年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第 1 回 理事会議事録

招集年月日 平成 28 年 4 月 28 日 (木)
開催日時 平成 28 年 5 月 18 日 (水) 午前 10 時 00 分から午後 12 時 16 分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2 階 会議室 2
出席理事名 保立一男、今郡利夫、小島真知子、高安俊昭、柳堀弘、大槻邦夫、伊豆義隆、花田三男、
千葉千恵子、坂下弘之、長谷川和則、菅谷久子、齊藤幸治
(書面出席 中嶋正子、原直俊、安藤康行、卯月秀一)
出席監事名 中山照明、日高勝利
※議案第 3 号に関する質疑応答のため、保立福祉事務所長、太田社会福祉課長、浅野社会福祉課長補佐
が出席。

定刻通り、平成 28 年度第 1 回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会を開催。

理事総数 18 名中 17 名の出席により、定款第 12 条第 5 項に定める定足数を充たし、理事会が成立していることを確認した。事務局から、新たに本会理事となった 3 名の紹介がされ、出席のあった大槻邦夫理事、高安俊明常務理事から挨拶をいただいた。

なお、村上泰宏理事は 5 月 15 日付けで退任となり、後任の理事は 5 月 19 日の評議員会で選任予定となっていることを報告した後、保立会長より挨拶がある。その後、議長選出に入り、全員一致で次の者を議長に選出した。

・保立一男(会長)

議事に先だって、議長が次の者を議事録署名人に指名した。

・今郡利夫(副会長)、小島真知子(副会長)

○議 事

議案第 1 号 補欠評議員の選任について

(事務局：相良) 社会福祉協議会の評議員につきましては任期が 2 年間となっております、前回の理事会の中で 40 名の選任をいただいておりますが、選出母体のひとつである「神栖市子ども会育成連合会」から、評議員推薦者を変更する旨の申し出を受けておりますので、今回評議員 1 名(神栖市子ども会育成連合会：埴展道氏)を新たにお諮りするものです。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成 16 名、反対 0 名で議決された。

議案第 2 号 平成 27 年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の認定について

(事務局：荒井) 第 4 次地域福祉活動計画の初年度となりました平成 27 年度は、地域福祉を更に進めるための新しい仕組み作りとして、コミュニティソーシャルワークの実践と法人後見受任事業の準備をスタートさせるとともに、福祉サービス提供部門では、経営改善という前年度からの大きな課題に 1 年を通じて取り組んだところでございます。

【具体的な報告に関しては、事業報告書(P.1~P.66)に沿って説明】

事業報告書の説明後、事務局相良より収支決算書(資料 P.67~P.112)の説明がある。

内容説明後、出席いただいた中山照明監事より監査報告がされた。

(柳堀理事) 資料 P. 71 の貸借対照表ですが、未収金が 1,598 万円と計上され、資料 P. 98 には未収金明細が記載されています。過去に回収できなかったということはあるのでしょうか。

(事務局：相良) 資料 P. 71 の貸借対照表で資産の部の流動資産の中に出てくる事業未収金と未収利用料についてそれぞれ残高が出ております。こちらを合算して未収金の明細として表記をしているものが、資料 P. 98 の未収金明細となっております。回収状況ですが、その大半が市からの受託事業最末期分、国保連合会からの法令に基づいていただく介護報酬等でございますので、これまで回収できなかったということはありません。その他の各業者さんにつきましても、通常は翌月払いというような形で取引をしておりますので、3月31日で区切ると未収金となる状況ですが、いずれも4月中に入金が完了しています。また、それ以外については、本会のサービスを利用している方々の利用料となります。こちらも3月のサービス提供分については4月になってから口座引き落とし、あるいは現金徴収という形でいただく予定となっております。4月中に利用料金をいただくことができておりますので、これまでに回収漏れという事態は発生しておりません。

(柳堀理事) 同じ貸借対照表で財政調整積立金が 600 万円ほど取り崩されているようですが、これはどういった事情があったのですか。

(事務局：相良) 資料 P. 71 の貸借対照表の固定資産の中に財政調整積立金が計上されております。平成 27 年度中に 600 万円の取り崩しを行いました。うち 400 万円につきましては平成 27 年度中の事業執行のために必要な経費、財源に充てるものとして、当初予算の中に組み込んで理事会・評議員会の議決をいただき、平成 27 年度の事業に使わせていただきました。残りの 200 万円につきましては、指定管理事業の中で障害者デイサービスセンターのぞみの支出超過に対する補填分として、前回の理事会・評議員会で報告するとともに、必要な資金の取り崩しについて議決をいただき、200 万円を崩して執行したところでございます。以上が平成 27 年度中に取り崩した 600 万円の内訳となっております。

他に質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成 16 名、反対 0 名で議決された。

議案第 3 号 社会福祉協議会経営改善計画策定指針（素案）について

(事務局：橋田) 先般 4 月 7 日付第 291 号文書（資料 1）といたしまして、神栖市卯月健康福祉部長、保立福祉事務所長、太田社会福祉課長からこの文書をいただきまして、社会福祉協議会の自主財源の確保、さらなる地域福祉活動の活発化のために、今後経営改善の計画を作ることによって、市は助成として応援できる形にしていくといった提案をいただきました。市の助成金に社会福祉協議会は依存することなく、自主財源の確保に努め、新たな取り組みを積極的に進めていくことによって、市全体の地域福祉活動を押し上げていくことが期待されております。今回関係部局よりたくさんのアドバイスをいただきながら、資料 2 「経営改善計画策定指針（素案）」を事務局レベルで作成しました。この内容について、適正であるかどうかを理事会の執行部の皆さんに協議いただきたいと思っております。このような形に至った経緯は、資料 P. 6 の下段に参考として「これまでの社会福祉法人運営費助成金交付の推移」として掲載しています。昭和 61 年の神栖市社会福祉協議会法人化以来、合併年度の平成 17 年を経て平成 22 年度までの助成金に関しては、社協運営費、社協事業費、社協職員設置費という形で、市から助成金をいただいております。しかし、平成 22 年度の東日本大震災後、市も非常に大きなダメージを受けまして、当時の健康福祉部からも社協として何とか自主財源の確保・向上に努力して欲しい、まずは災害からの復旧・復興を図るために我慢して欲しいという提案がありました。平成 23 年度からは、毎年運営費、事業費についても社会福祉課にお願いをして申請をしていますが、引き続き運営費、事業費については自主財源の中で努力して欲しいということで、職員設置費のみ認めていただく形となっております。これまでも予算の積算内容を社会福祉課へ提出するにあたりまして、その都度、健康福祉部長をはじめ、所長、課長からアドバイスをいただき、市への助成金申請を減額する様々な努力として、新たな委託事業を受けることや、職員派遣を 3 名にしていくことなどを通じて、職員設置費については平成 28 年度まで認めていただいております。社協も自分たちの経営努力の中で自主財源をしっかり確保しながら、その確保のために市の協力もいただけるということですので、ここで自分たちの活動を

もう一度見直して、しっかりとした事業の整理を図り、自主財源の確保の可能性が高いものについては、これを積極的に推し進めていくということについて、見直しの機会をいただけたと思います。今回事務局レベルでこの素案を作成しましたので、理事・監事の皆さんに様々なご意見をいただいた上で、この内容の方向性でご確認をいただきましたならば、具体的に進めていく行動計画をこの指針に基づいて今年度中に改めて策定していきたいと考えております。行動計画の策定にあたりましては、会長を除く理事・監事の皆さんに2つの専門委員会に分かれていただきまして、1つは組織・財源を見ていただく「財務組織専門委員」会、もう1つは社協の事業を見ていただく「事業専門委員会」、この2つの専門委員会で行動計画を検討いただき、可能であれば今年度の10月末までに、平成29年度を初年度とする3年次の行動計画を策定していきたいと考えています。

【資料2の神栖市社会福祉協議会経営改善計画策定指針（素案）に沿って説明】

（柳堀理事） 資料1の「改善計画の提出」についてですが、どういう事情により社協へ経営改善計画の提出を求めるに至ったのか、その経緯を伺いたいと思います。資料1下段に「こうした中、市財政部局からは、市の助成金に依存することなく自己財源の確保に向けた…」とあり、市の方では社協に助成はしたくないのかというように解釈をしてしまいますが、市では社協に対しての助成についてどのように思っているのか伺いたいと思います。

（保立所長） 改善計画の提出に至った経緯については、資料P.5に平成28年度社会福祉法人助成金交付に至る経緯として掲載していますが、今回健康福祉部長の文書をもって改善計画のお願いをしたところであります。実は、平成26年度の予算編成時、これは平成25年度になりますが、この頃から市の財政部局から経費の節減、収益の見込みを含めた社協の自助努力を生む助成となるよう指示を受けまして、健康福祉部は社会福祉課を窓口として社協へ説明をしてきたところであります。しかしながら、平成27年度、平成28年度の予算編成時にも社協においては改善の一部は見られておりますけれども、そのような対応がまだなされていないということもありまして、健康福祉部としてはこのままでは大きな変革・改善が見られないという判断の中で、今回経営改善計画を求めたものであります。先ほど、社協橋田事務局長からも話がありましたが、この事につきましては、社協に対して説明をいたしまして、理解は得られているとの認識でございます。

続いて、社協に助成したくないのかというご質問ですが、市といたしましては、社協に助成しないという考えは持っておりません。市では、平成18年度から行財政改革に取り組んでいます。平成27年度から第3次の行財政改革に取り組んでおりまして、経費削減、効果的な行政運営を行っているところです。社協におきましても、限られた資源の中で効率的・効果的な法人運営を行うこと、そして地域に根ざした活動を展開するための取り組みは非常に重要なものと捉えておりますので、社協の意識改革を含めまして改善計画の提出を求めたものでございます。

（柳堀理事） 平成26年度の予算の審議の際に、社協に対して改善努力を提言されたということですが、社協の経営が市当局から見れば、もっと改善できる部分があるのではないかとということですね。もう1つ聞きたいのが、資料1の2枚目に「平成28年度予算の執行に伴う指示事項の内容について」に3項目の指示事項があります。予算はすでに決まっていますから、そのまま執行できるものと思いますが、予算執行に対してなぜこのような条件を付けるのでしょうか。また、共同募金について様々な箇所が出てきていますが、なぜそこまで共同募金にこだわるのか、その部分についてお答えいただきたいと思います。

（保立所長） 予算執行に対しての条件ですが、変革や改善、これからの社協に必要なものの財政部局の判断で、計画書の提出とその内容を条件として予算の配当に一部制限が課されたということです。助成しないということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。共同募金については、社協にとって会費や寄付金、共同募金配分金は重要な財源であると捉えております。会計全体から見た場合に、その割合は大きなものではないかもしれませんが、以前は行政区の協力によりまして約800万円を超える基金があったようございますが、平成27年度は約100万円という状況でした。実際に配分される額はこの額ではありませんが、行政区への募金活動は社協の理解や期待の表れとして寄せられるものでありますので、基金活動を積極的に行うことは、社協を広く認識してもらうことに繋がります。先ほど事務局からの事業報告の中で説明があったように、共同募金の配分金で、「高校生の進路アシストカレッジ」や「ひとり暮らし高齢者交流事業」などの事業に充てているということもありますので、その目標額の設定を明記するようにお願いしたものであります。

(柳堀理事) 共同募金のやり方が変わったというのは、昨日今日の話しでこうなったわけではありません。何年もかけて、どうしたらいいかという検討を重ねてきた結果であります。これに関しては、市の方からも会議に出席されて、共同募金のやり方を変えようということで市もわかっていたはずですよ。今になってなぜ急に、共同募金の目標額の設定についてこだわっているのか…。共同募金のやり方についてはすでに決まっているわけです。社協も様々な努力をしているわけです。そこは理解してもらいたい、市からも応援してもらいたいと思います。市上層部にもしっかりと伝えていただきたい。神栖市で独自のやり方で、おそらくこういうやり方でやっているところはありませんから。これが本来の募金活動のあり方だと思いますから、市の方で応援するくらいの度量が必要ではないかなと思います。数百万円の配分金が無くなるということに関しては、確かに大きな問題かもしれませんが、社協としても基金を取り崩しながら対応出来るということでもありますし、共同募金もこれから募金額が増えてくると私は思っておりますので、期待をしているところでございます。

もう1つ伺いたいことは、資料P.5で経緯について説明がありましたが、“平成28年4月7日に市より改善計画書提出を要請された、そして予算の執行は50%のみ認める、以降の執行は「経営改善計画」の内容をふまえ判断する”というところは、予算は議会で決めるわけですが、こういう条件で可決がされたのでしょうか。また、経営改善がされないと市が判断した場合は、残りの4,000万円は執行されないということになりますが、どうお考えですか。社協の事業を市で実施してもらえるのでしょうか。半分しか執行しないということは、4,000万円が残るということですから、議会の決算審査の時に当然問題視されると思われま。その際どのように説明するのか、ご意見があれば伺いたいと思います。

(保立所長) 議会の予算審議の中で、柳堀理事が言われたような説明をして議決をいただいたものではありません。先ほどもお話しした通り、市は助成をしないということではありません。市財政部局は社協に改革・改善は必要という判断でございまして、改善計画書の提出とその内容を条件として予算の配分に制限が課されたということであって、助成しないということではないので、ご理解いただきたいです。

(保立会長) 共同募金についてですが、以前共同募金会の会長が私のところへ来ました。神栖市社協の共同募金のやり方についてお話があり、以前のやり方に戻すことはできないかという要望がありました。その件を踏まえて、市から社協に共同募金の目標額設定の指示があったのかと思います。

(柳堀理事) 共同募金の配分金だけの問題だけではなく、県共同募金の会長の要請があってということなんですかね。

福祉事務所長から助成はしないということではないという話しがありましたので、残りの半分も助成してくれるという解釈でよろしいですね。安心して事業に取り組んでいきます。どうか、社協の活動が順調に進みますように、しっかりとした予算執行をしていただいて、社協の活動を応援していただきたいと思っています。

(保立所長) 市としても、社協の様々な取り組みに対して協力していきたいと思っております。

(日高監事) 指示事項3番目の「昇級等を含めた人件費の見直し」という項目ですが、社協は30年来、市の給与体系に準じた形をとってきております。これを見直すということも含めて、神栖社協が他の各市町村社協の状況を調べると言っていますが、実際は市の方から見直しをしなさいと言っているわけですから、市が各市町村社協の状況を調べて内容を把握して、神栖社協へ指示を出すのが筋だと思いますが、市で各市町村社協の状況を調べているのですか。

(保立所長) 市としては、他の各市町村社協の状況は把握しておりません。我々市の職員の給与については、人事院が毎年、人事院勧告という形で全国の事業所を対象に調査を行いまして、民間の給与を反映して、国・県・市町村の職員の給与が決定されているところであります。社協も市に準じた形の給与体系ですが、見直しを伝えたところは、人事院勧告の中で大きな制度改正等については、これまでも社協あるいはシルバー人材センター等にも説明をしまりました。ところが、一部人事院勧告に基づかない給与制度の改正がございます。それは、例えば給与には定期昇給がありますが、管理職になりある一定の年齢を超えたり、役職についたりすると、抑制される場面があります。その部分が社協やシルバー人材センター等に伝わってなかったかもしれませんので、その部分を再度確認して欲しいということを含めて、人件費の見直しをお願いしたところでございます。

(日高監事) もう一点。今後専門委員会が立ち上がるため、参考にしたいのでお聞きします。現在市に派遣し

ている職員は3名ですが、それを4名にするという意向ですよね。新たな職員を雇うということではなく、現行の職員の中でやっていくという説明でした。ということは、それだけの余裕がまだあるのかということが1点と、共同募金についても各区長さんのところへお願いに回るということですが、区長さんが集まる機会はあるわけで、そこに行って説明をすれば1回で済むと思います。91件の区長さん宅を1軒1軒回るというマンパワーがあるのであれば、社協全体の作業等の見直しをする必要があるのではないのでしょうか。

(事務局：橋田) 職員派遣につきましては、事業の整理が前提となっております。計画の中で最大4人までは派遣できる体制にしていくことを可能にしていくためには、ある程度事業の整理をつけた上で市の方から要請があれば、協議をして職員を派遣できるような努力を進められるのではないかと考えています。そのため、職員が余っているということではありません。

共同募金の訪問については、4月10日に開催された行政区の区長さんの会議にお時間をいただきまして、共同募金も含めて説明し、共同募金の内容については、9月に行われる説明会で改めてお願いにあがりますということをお伝えさせていただいております。しかし、その会議でいただいた時間が5分程でしたので、労力はかかりますが、手分けをして共同募金に関して理解・協力していただける区長さんを増やすための努力のひとつとして、直接訪問をして説明をさせていただくというのが、有効に働くのではないかと考えました。費用対効果で見ると問題はあるかもしれませんが、募金運動を進めていただくことをお願いすることになりますので、きちんと職員が区長さんを訪ねて共同募金の趣旨を説明するということの価値に重きを置いて実施していきたいと思っております。

(日高監事) ここは社協の理事会なので、市から要求されたものに対して「はい、そうですか」という風に受け入れるのではなくて、市の方に社協としての考え方や実態を説明する方がベターだと思うんです。そういう意味からすると、「事業の見直しをやれば、また1人分の枠ができるよ」という説明だとか、「区長さんのところを1軒1軒回るマンパワーがあるんですよ」ということになると、市の方から指示事項が増えてしまうのではないかと感じてしまいます。先ほどから説明を聞いていると、例えば、国家資格を取らせると、これは当然のことなんです。社協の職員として国家資格を取らせてレベルを上げますということは、市の方から指示がなくても、職員のレベルを高くするためには当然やらなくてはならない項目ですが、それをいかにもこれだけのことをやって社協として努力をしているんですよと言われると、ちょっと市の方と社協との考え方が違うんだなという受け止め方をするんで、マンパワーを社協として目一杯やっているんですよと、しかし、市の方から要請があれば、もっと検討してみますというような話しに持って行った方がいいと思います。

他に質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成16名、反対0名で議決された。

報告第1号 事業利用者アンケート結果について

(事務局：荒井) こちらの報告案件につきましては、別紙の資料で事前に送付しましてご確認いただいているところかと思しますので、内容に関しては割愛させていただきます。今年度に関しては8つの事業に高校生の進路アシストカレッジの報告を加え、詳細を報告させていただいたものであります。この資料をもって報告とさせていただきます。

(日高監事) アンケートの実施をすることは良いことだと思いますが、アンケート回収率について質問させていただきます。社協が実施した事業について、アンケートに回答することは私としては当然のことだと思いますが、回収率が100%にならないことについて、どのような理由が考えられますか。

(事務局：荒井) 回収率の関係については、例えば発達障害訪問療育相談事業では、対象となる市内の保育園、幼稚園全てにアンケートを送付しておりますが、事業の理解度であるとか必要度に応じて園ごとの温度差があろうかと思っております。その表れというところで、回収率に差がでてしていると事務局では捉えています。

他に質疑はなく、報告済みとされた。

事務局より、長谷川理事については、行政委員役職交替に伴い本会の理事職も交替となり、今回が最後の理事会となることが報告され、挨拶をいただいた。

（長谷川理事） 1年間ありがとうございました。

（事務局：橋田） 最後に事務局より事務連絡があります。次回の理事会については、平成 28 年 8 月下旬から 9 月上旬の間で開催を予定しておりますが、本日も協議いただきました経営改善計画や専門委員会に関する情報など、役員の皆様にはその都度ご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもって、平成 28 年度第 1 回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。